

## 重要事項説明書

記入年月日	令和7年4月1日
記入者名	大岩 輝之
所属・職名	シニアホーム飯盛・管理者

## 1 事業主体概要

名称	(ふりがな) しゃかいふくしほうじん きょうせいかい 社会福祉法人 慶生会	
法人番号	5120005002405	
主たる事務所の所在地	〒 544-0014 大阪府大阪市生野区巽東四丁目11番10号	
連絡先	電話番号／FAX番号	T E L : 06-6758-0088 / F A X : 06-6758-7601
	メールアドレス	<a href="mailto:info@kyouseikai.org">info@kyouseikai.org</a>
	ホームページアドレス	<a href="http://kyouseikai.org">http://kyouseikai.org</a>
代表者（職名／氏名）	理事長 ／ 永井 正史	
設立年月日	昭和 61年4月12日	
主な実施事業	※別添1（別に実施する介護サービス一覧表）	

## 2 有料老人ホーム事業の概要

## (住まいの概要)

名称	(ふりがな) しにあほーむいいもり シニアホーム飯盛	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	
所在地	〒 574-0011 大阪府大東市北条七丁目4番1号	
主な利用交通手段	■JR学研都市線「野崎」駅より北東へ約750m（徒歩約10分） ■近鉄バス・四条畷線「野崎観音前」停留所より北へ約300m（徒歩約4分）	
連絡先	電話番号	072-878-8228
	FAX番号	072-878-8222
	メールアドレス	<a href="mailto:seniorhome_iimori@wakouen.jp">seniorhome_iimori@wakouen.jp</a>
	ホームページアドレス	<a href="http://kyouseikai.org">http://kyouseikai.org</a>
管理者（職名／氏名）	施設長 ／ 大岩 輝之	
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	平成 17年4月1日	平成 17年3月22日

## (特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2771900921	所管している自治体名	大阪府
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日（直近）	指定日 平成 17年4月1日	指定の更新日（直近） 平成 29年4月1日	
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2771900921	所管している自治体名	大阪府
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日（直近）	指定日 平成 18年4月1日	指定の更新日（直近） 平成 30年4月1日	

### 3 建物概要

土地	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間				～				
	面積	868.3 m <sup>2</sup>							
建物	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間				～				
	延床面積	1,716.7 m <sup>2</sup> (うち有料老人ホーム部分)				592.0 m <sup>2</sup> )			
	竣工日	平成 17年2月28日			用途区分		有料老人ホーム		
	耐火構造	耐火建築物	その他の場合 :						
	構造	鉄筋コンクリート造	その他の場合 :						
	階数	5 階 (地上 5 階、地階 階)							
サ高住に登録している場合、登録基準への適合性									
居室の状況	総戸数	30 戸		届出又は登録(指定)をした室数				12室 ( )	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)
	介護居室個室	○	○	×	×	○	13.64 m <sup>2</sup>	12	一人部屋
共用施設	共用トイレ	2ヶ所	うち男女別の対応が可能なトイレ				0ヶ所		
			うち車椅子等の対応が可能なトイレ				2ヶ所		
	共用浴室	個室	1ヶ所		ヶ所				
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1ヶ所		ヶ所		その他 :		
	食堂	1ヶ所	面積	61.1 m <sup>2</sup>	入居者や家族が利用できる調理設備			あり	
	機能訓練室	1ヶ所	面積	61.1 m <sup>2</sup>					
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)			1ヶ所				
	廊下	中廊下 m	片廊下	1.4~1.8 m					
	汚物処理室	2ヶ所							
消防用設備等	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
		通報先	スタッフルーム	通報先から居室までの到着予定時間				1分未満	
	その他	健康管理室(1)・玄関(1)・談話スペース(1)・事務室(1)・脱衣室(1)・洗面所(2)・リネン室(1)・スタッフ控室(2)・倉庫(2)・キッチン(2)・洗濯室(2)・テラス・バルコニー・物干し場・特別避難階段・屋外避難階段等							
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備	あり	火災通報設備	あり			
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定期)						
	防火管理者	あり	消防計画	あり	避難訓練の年間回数	2回			

#### 4 サービスの内容

##### (全体の方針)

運営に関する方針	法人の綱領である「和敬・愛語・感謝」を精神的支柱として、人と和を重んじ、人間の良き関係を求めて社会福祉事業に邁進し役割を果たす。 地域においては、他施設や保健・医療機関など関連施設との連携を強化し、その中心的な役割を担い、地域福祉の向上に努める。	
サービスの提供内容に関する特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大阪市内まで20分の立地で、利用者個々のシニアライフをサポートします。</li> <li>■ 法人の理念である“和敬・愛語・感謝”の精神とケアの専門知識を持ったスタッフが家族のような親密さと家庭的な環境の中で、安心と充実の老後をサポートします。</li> <li>■ 季節感に富んだバランスの良い食事をご用意します。</li> <li>■ 四季折々の季節を感じることが出来る行事を提供します。</li> </ul>	
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	柏原マルタマフーズ株式会社
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	清掃（一部） 内外美装株式会社
健康管理の支援（供与）	自ら実施・委託	医療法人快生会 大今里ふれあいクリニックからの往診も可
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 状況把握サービスの内容：昼間2時間毎及び必要時、夜間1時間毎及び必要時、居室訪問による安否確認状況把握（声掛け）を行う。（9・11・13・15・17・19～7時）</li> <li>■ 生活相談サービスの内容：日中、随時受け付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関等を紹介する。</li> </ul>	
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	医療法人快生会 大今里ふれあいクリニック
	提供方法	年2回の健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス	※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）	
虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 虐待防止に関する責任者は、施設長：澤井 寄子です。</li> <li>■ 職員に対し、虐待防止研修・アンガーマネジメント研修を実施しています。</li> <li>■ 入居者及び家族等に苦情解決体制を整備しています。</li> <li>■ 職員へ虐待防止のための啓発・情報提供を随時実施しています。</li> <li>■ 職員へ不適切ケアアンケート調査を実施しています。（1回/年）</li> <li>■ 夜勤負担回数軽減のための取り組みを実施しています。</li> <li>■ 虐待を見た場合は速やかに大阪府・市町村へ報告します。</li> </ul>	
身体的拘束	<p>①身体拘束は原則禁止としており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1カ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等へ説明を行い、同意書をいただく。（継続して行う場合は概ね1カ月毎に行う。）</p> <p>②経過観察及び記録をする。</p> <p>③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。</p> <p>④1カ月に1回以上、身体拘束等適正化委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。</p> <p>⑤介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に開催する。</p>	

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という。）を作成する。 ②計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得たうえで交付するものとする。 ③計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、入居者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。 ④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行う。 ⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食・ミキサー等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	なし
その他	創作活動など	あり 様々な創作活動を行います。
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。
施設の利用に当たっての留意事項		■外出又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届出すること。 ■身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届出て下さい。 ■ケンカ、口論、泥酔等により、その他、他人に迷惑をかけないこと。 ■施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないこと。
その他運営に関する重要事項		サービス向上のため、職員に対し、初任者、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故対応、認知症ケア、介護技術等の研修を実施している。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		あり

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		なし
	夜間看護体制加算		あり
	医療機関連携加算		あり
	看取り介護加算	( I )	あり
	認知症専門ケア加算		なし
	サービス提供体制強化加算		なし
	介護職員待遇改善加算	( II )	あり
	介護職員特定待遇改善加算		なし
	介護職員等ベースアップ等支援加算		なし
	入居継続支援加算	( II )	あり
	生活機能向上連携加算	( I )	あり
	若年性認知症入居者受入加算		あり
	口腔衛生管理体制加算		あり
	口腔・栄養スクーリーニング加算	( I )	あり
	退院・退所時連携加算		なし
	A D L 維持等加算		なし
	科学的介護推進体制加算		あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	(介護・看護職員の配置率) ： 1 以上	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助	
	その他の場合 :	
協力医療機関	名称	医療法人藤井会 大東中央病院
	住所	大阪府大東市大野2-1-11
	診療科目	内科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・形成外科等
	協力科目	内科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・形成外科等
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保
		あり
	協力内容	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保
		なし
	名称	医療法人快生会 大今里ふれあいクリニック
	住所	大阪府大阪市東成区大今里南1-3-1
協力歯科医療機関	診療科目	内科
	協力科目	内科
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保
		あり
	協力内容	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保
		あり
	名称	医療法人快生会 大今里ふれあいクリニック (ホームから10.82km)
	住所	大阪府大阪市東成区大今里南1-3-1
	名称	タナベ歯科
	住所	大阪府寝屋川市東大利町14-5
協力歯科医療機関	協力内容	訪問診療
		その他の場合 :

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	その他の場合 :		
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無		追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		変更の内容
	便所の変更		変更の内容
	浴室の変更		変更の内容
	洗面所の変更		変更の内容
	台所の変更		変更の内容
	その他の変更		変更の内容

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立、要支援、要介護		
留意事項	入居時65歳以上。医療的処置が必要な方については要相談		
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合 ②入居者又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項		①入居契約書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ②月額利用料、その他の費用の支払いを正当なく理由なく、しばしば遅滞するとき ③建物、付属設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失したとき ④入居者の行動が他の入居者又は従業員の生活又は健康に重大な影響を及ぼすとき ⑤心身の状態変化により、共同生活に支障があるとき、或いは寝たきり状態になったとき等
	解約预告期間		3ヶ月
入居者からの解約预告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	■1泊2日2食付：3,200円(税込) ■2泊3日5食付：7,000円(税込) ※空室がある場合に限ります
入居定員	12人		
その他	身元引受人が設定できない場合は要相談		

## 5 職員体制

### (職種別の職員数)

	職員数（実人数）		常勤換算人数	兼務している職種名及び人数		
	合計					
	常勤	非常勤				
管理者	1	1	1	併設事業所管理者 1名		
生活相談員	1	1	0.8	計画作成担当者 1名		
直接処遇職員	8	5	5.7			
介護職員	7	4	5.2			
看護職員	1	1	0.5	機能訓練指導員 1名		
機能訓練指導員	1	1	0.5	看護職員 1名		
計画作成担当者	1	1	0.2	生活相談員 1名		
栄養士				外部委託		
調理員				外部委託		
事務員	1	1	0.5	併設事業所事務員 1名		
その他職員						
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				37.5 時間		

### (資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
介護福祉士	3	2	1	
介護支援専門員	1	0	1	
介護福祉士実務者研修修了者	0	0	0	
介護職員初任者研修修了者	1	1	0	
認定特定行為業務従事者： 2号研修（詳細は備考欄）	1	1	0	

### (資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（16時15分～9時15分）			
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）	
看護職員	人		人
介護職員	1 人	0	人
生活相談員	人		人
	人		人

### (特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	3:1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	1.75 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制（外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略）	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

### (職員の状況)

## 6 利用料金

### (利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	利用権方式	
選択方式		
利用料金の支払い方式	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	前払金方式 前払金分割方式
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	あり 内容： 日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案
	手続き	運営懇談会の意見を聴いた上で改定し、入居者及び身元引受人へ事前通知

### (代表的な利用料金のプラン)

		プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度	要支援2	要介護3
	年齢	65歳以上	65歳以上
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室
	床面積	13.64m <sup>2</sup>	13.64m <sup>2</sup>
	トイレ	あり	あり
	洗面	あり	あり
	浴室	なし	なし
	台所	なし	なし
	収納	あり	あり
入居時点での必要な費用	前払金（家賃、介護サービス費等）	3,000,000円	0円
月額費用の合計		201,084円（目安）	263,100円（目安）
家賃		60,000円	110,000円
サービス費用 介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費用	(要支援2) 11,034円	(要介護3) 23,050円
	食費	66,300円	66,300円
	管理費	63,750円	63,750円
	状況把握及び生活相談サービス費	0円	0円
	光熱水費	管理費に含む	管理費に含む
備考	介護保険費用 1割、2割又は3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。）※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。 居室にテレビを設置した場合は、入居者による放送受信契約の手続きが必要となります。		

(利用料金の算定根拠等)

家賃	前払金の一部を月額で受領するもので、算定根拠は前払金に準ずる	
敷金	家賃の ヶ月分	
	解約時の対応	
前払金	土地代・建設費・借入利息等を基礎とし、平均余命等を勘案した想定居住期間の家賃相当額、及び想定期間を超えて利用する場合に備えて受領する費用	
食費	人件費の諸経費・食材費に基づく費用（欠食する場合は該当食を差し引き）	
管理費	建物等の維持管理費（建物修繕費、EV等設備点検費・交換費、共用部定期清掃費・諸物品リース費、光熱水費）	
状況把握及び生活相談サービス費		
光熱水費	管理費に含む	
介護保険外費用	別添2	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料		

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬・加算の利用者負担分
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

算定根拠	(1ヵ月あたりの家賃額－ 10,000円) ×想定居住期間（月 数）	
想定居住期間（償却年月数）	60ヶ月（5年）	
償却の開始日	入居日の翌日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)	450,000円	
初期償却額	15%	
返還金の算定方法	入居後3ヶ月以内の契約終了	<p>■入居償却期間の起算日から三月以内において入居者の解約の申し出がなされた場合、又は入居者の死亡により契約が終了した場合であって、契約終了により居室が明け渡された時は、受領済の入居前払金の全額を無利息で入居者に返還することとします。但し、利用期間に係る利用料を下記算定方法に基づき受領する。</p> <p>【算定方法】  <math display="block">\text{前払金} \div \text{想定居住期間} \div 30 \times (\text{入居日から契約終了日までの実日数}) \times 100\text{円}</math>         未満切上げ          ※目的施設の1日当たりの利用料は、1,700円です。          「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する費用」は全額返金する。          1. 月払い利用料については日割精算を行う。          2. 必要な原状回復の為の費用があれば実費受領          ※貸借人の故意・過失、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損の発生       </p>
	入居後3ヶ月を超えた契約終了	<p>■想定居住期間内に契約が終了した場合          【算定方法】  <math display="block">\text{返還金} = \text{入居前払金} \times \text{想定居住期間償却率} 85\% \div (\text{入居日から償却期間満了日までの実日数}) \times (\text{契約終了日から償却期間満了日までの実日数})</math>         ※その他、月額料金については日割精算を行う。</p> <p>■想定居住期間を超える場合          返還金はありません。（※入居金の追加徴収もございません。）</p>
前払金の保全先	2 信託契約を行う信託会社等の名称	株式会社山田エスクロード信託

## 7 入居者の状況

### (入居者の人数)

年齢別	65歳未満	人
	65歳以上75歳未満	人
	75歳以上85歳未満	2人
	85歳以上	6人
要介護度別	自立	人
	要支援1	人
	要支援2	人
	要介護1	1人
	要介護2	2人
	要介護3	4人
	要介護4	1人
入居期間別	要介護5	人
	6か月未満	0人
	6か月以上1年未満	0人
	1年以上5年未満	6人
	5年以上10年未満	1人
	10年以上15年未満	1人
	15年以上	0人
	喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人	0人／0人
入居者数		8人

### (入居者の属性)

性別	男性	2人	女性	6人
男女比率	男性	30%	女性	70%
入居率	66.7%	平均年齢	89.1歳	平均介護度

### (前年度における退去者の状況)

退去先別の人數	自宅等	1人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	2人
	死亡者	3人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出  (解約事由の例)	人
	入居者側の申し出  (解約事由の例) 医療行為要	3人

## 8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）	社会福祉法人慶生会 シニアホーム飯盛	
電話番号 / FAX	072-878-8228 / 072-878-8222	
対応している時間	平日	9:00~17:30
	土曜	9:00~17:30
	日曜・祝日	9:00~17:30
定休日	なし（担当者不在でも対応可）	
窓口の名称（所在市町村（保険者））	大東市保健医療部 高齢介護室 高齢政策グループ	
電話番号 / FAX	072-800-3244 / 072-872-8080	
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日	土日祝祭日	
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)	大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	
電話番号 / FAX	06-6949-5418 / -	
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日	土日祝祭日	
窓口の名称（有料老人ホーム所管庁）	大阪府福祉部介護事業者課 施設指導グループ	
電話番号 / FAX	06-6944-2675 / 06-6944-6670	
対応している時間	平日	9:00~18:00
定休日	土日祝祭日	
窓口の名称 (サービス付き高齢者向け住宅所管庁)		
電話番号 / FAX	/	
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称（虐待の場合）	大東市保健医療部 高齢介護室 高齢支援グループ	
電話番号 / FAX	072-870-0472 / 072-872-8080	
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日	土日祝祭日	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損保
	加入内容	対人・対物賠償、人格権侵害、経済損害、管理財物補償
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	不可抗力を除き速やかに入居者に対して損害を賠償します。但し、入居者に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができるものとします。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	C S 調査・ご意見箱
			実施日 令和 6年11月
		結果の開示	あり 開示の方法 ■身元引受人等へ郵送 ■事業所内掲示
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合	
			実施日
		結果の開示	評価機関名称
			開示の方法

9 入居希望者への事前情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

## 10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合					
		開催頻度	年	2回			
		構成員	入居者・ご家族・身元引受人・職員・地域役員				
高齢者虐待防止のための取組の状況	あり	なしの場合の代替措置の内容					
		虐待防止対策検討委員会の定期的な開催					
		指針の整備					
		定期定期な研修の実施					
身体的拘束の適正化等の取組の状況	あり	担当者の配置					
		身体的拘束等適正化検討委員会の開催					
		指針の整備					
	あり	定期的な研修の実施					
		緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと					
業務継続計画（B C P）の策定状況等	あり	身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録		あり			
		感染症に関する業務継続計画					
		災害に関する業務継続計画					
		職員に対する周知の実施					
		定期的な研修の実施					
		定期的な訓練の実施					
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名					
個人情報の保護	<p>■入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」並びに、大阪府個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。</p> <p>■事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においも、上記の秘密を保持する。</p> <p>■事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。</p> <p>■事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。</p>						
緊急時等における対応方法	<p>■事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく）</p> <p>■病気・発熱（37度以上）・事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）へ速やかに報告をする。</p> <p>■関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。</p> <p>■賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。</p>						
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容					
大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし						
合致しない事項がある場合の内容							
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容						
不適合事項がある場合の入居者への説明							

上記項目以外で合致しない事項	なし
合致しない事項の内容	
代替措置等の内容	
不適合事項がある場合の入居者への説明	

添付書類：別添1（事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス）

別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）

別添3（介護保険自己負担額（自動計算））

別添4（介護保険自己負担額）

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

年 月 日

説明者署名

\_\_\_\_\_

(別添1)事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>		
訪問介護	あり	慶生会住道ヘルバーステーション 大東市三住町2-7 シティワース201号
訪問入浴介護	なし	
訪問看護	あり	慶生会訪問看護ステーション住道サテライト 大東市三住町2-7 シティワース201号
訪問リハビリテーション	なし	
居宅療養管理指導	なし	
通所介護	あり	和光苑デイサービスセンター 大東市野崎3-12-1
通所リハビリテーション	あり	大今里ふれあいクリニックデイケアセンター 大阪市東成区大今里南1-3-1
短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム和光苑 大東市野崎3-12-1
短期入所療養介護	なし	
特定施設入居者生活介護	あり	グラート大今里 大阪市東成区大今里南1-1-21
福祉用具貸与	あり	慶生会ライフサポート四條畷 四條畷市楠公2-10-16
特定福祉用具販売	あり	慶生会ライフサポート四條畷 四條畷市楠公2-10-16
<地域密着型サービス>		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	慶生会訪問看護ステーション住道サテライト 大東市三住町2-7 シティワース201号
夜間対応型訪問介護	なし	
地域密着型通所介護	なし	
認知症対応型通所介護	あり	慶生会ゆつたりデイサービス野崎 大東市野崎3-12-1
小規模多機能型居宅介護	なし	
認知症対応型共同生活介護	あり	北条グループホーム 大東市北条7-4-1
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし	
看護小規模多機能型居宅介護	なし	
居宅介護支援		
<居宅介護予防サービス>		
介護予防訪問入浴介護	なし	
介護予防訪問看護	あり	慶生会訪問看護ステーション住道サテライト 大東市三住町2-7 シティワース201号
介護予防訪問リハビリテーション	なし	
介護予防居宅療養管理指導	なし	
介護予防通所リハビリテーション	あり	大今里ふれあいクリニックデイケアセンター 大阪市東成区大今里南1-3-1
介護予防短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム和光苑 大東市野崎3-12-1
介護予防短期入所療養介護	なし	
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	グラート大今里 大阪市東成区大今里南1-1-21
介護予防福祉用具貸与	あり	慶生会ライフサポート四條畷 四條畷市楠公2-10-16
特定介護予防福祉用具販売	あり	慶生会ライフサポート四條畷 四條畷市楠公2-10-16
<地域密着型介護予防サービス>		
介護予防認知症対応型通所介護	あり	慶生会ゆつたりデイサービス野崎 大東市野崎3-12-1
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし	
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	北条グループホーム 大東市北条7-4-1
介護予防支援		
<介護保険施設>		
介護老人福祉施設	あり	特別養護老人ホーム和光苑 大東市野崎3-12-1
介護老人保健施設	なし	
介護療養型医療施設	なし	
介護医療院	なし	

## (別添2)

## 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※ (税抜)	
介護サービス	食事介助	あり	月額費に含む	
	排せつ介助・おむつ交換	あり	月額費に含む	
	おむつ代	あり	実費	使用する排泄用品により料金が異なる
	入浴（一般浴）介助・清拭	あり	4回/週までは月額費に含む	5回/週以上：500円/回
	特浴介助	あり	4回/週までは月額費に含む	5回/週以上：500円/回
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	月額費に含む	
	機能訓練	あり	月額費に含む	主として生活リハビリ（階段昇降・歩行訓練等） 左記以外は1,500円/時間 以降30分毎に750円加算
	通院介助	あり	協力医療機関は月額費に含む	別途交通費が必要な場合は同行職員分も含め入居者負担
生活サービス	居室清掃	あり	2回/週までは月額費に含む	3回/週以上：30分500円 ※トイレ掃除希望の場合は3,000円/月で毎日
	リネン交換	あり	1回/週及び必要時	汚染した場合は都度行う
	日常の洗濯	あり	自立：1回/日までは月額費に含む	こちらで対応する場合：500円/回 ※洗濯機・乾燥機使用は1回/日
	居室配膳・下膳	あり	月額費に含む	希望があれば実施
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	200円/日	入居者本人が自ら機器を使用し調理する場合は無料
	おやつ	あり	100円～200円/回	飲み物付（メニューにより異なる）
	理美容師による理美容サービス	あり	カット：1,500円	カラー（カット含む）：5,000円 パーマ（カット含む）：5,000円 ※外部からの訪問理美容
	買い物代行	あり	1回/週（指定日）は月額費に含む	指定日以外：1,500円/時間 以降30分毎に750円加算
	役所手続代行	あり	大東市役所での介護保険手続きは月額費に含む	左記以外：1,500円/時間 以降30分毎に750円加算
	金銭・貯金管理	あり		必要に応じて実施（要相談）
健康管理サービス	定期健康診断	あり	実費 ※往診による健康診断は月額利用料に含む	年2回健康診断の機会付与 ※年2回協力医療機関の往診により採血等の簡易な健康診断あり
	健康相談	あり	月額費に含む	
	生活指導・栄養指導	あり	月額費に含む	
	服薬支援	あり	月額費に含む	
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり	月額費に含む	
入退院のサービス	移送サービス	あり	協力医療機関は月額費に含む	左記以外は1,500円/時間 以降30分毎に750円加算
	入退院時の同行	あり	協力医療機関は月額費に含む	左記以外は1,500円/時間 以降30分毎に750円加算 別途交通費が必要な場合は同行職員分も含め入居者負担
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	あり	月額費に含む	定期的に実施

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価

選択→ 3級地 10.68円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用		1日あたり(円)		30日あたり(円)		備考
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
要支援1	183	1,954	196	58,633	5,864	介護予防特定施設入所者生活介護の費用 短期利用特定施設入居者生活介護【地域密着型も含む】も同額の費用
要支援2	313	3,343	335	100,285	10,029	
要介護1	542	5,789	579	173,656	17,366	
要介護2	609	6,504	651	195,123	19,513	
要介護3	679	7,252	726	217,551	21,756	
要介護4	744	7,946	795	238,377	23,838	
要介護5	813	8,683	869	260,485	26,049	
			1日あたり(円)		30日あたり(円)	
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
個別機能訓練加算	なし					
夜間看護体制加算	あり	9	96	10	2,883	289
協力医療機関連携加算	あり	100	-	-	1,068	107
看取り介護加算	(I)	72	768	77	-	死亡日以前31日以上45日以下(最大15日間)
		144	1,537	154	-	死亡日以前4日以上30日以下(最大27日間)
		680	7,262	727	-	死亡日以前2日又は3日(最大2日間)
		1,280	13,670	1,367	-	死亡日
認知症専門ケア加算	なし					
サービス提供体制強化加算	なし					
介護職員等処遇改善加算	(II)	( (介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数 (特定処遇改善加算を除く) ) ×12.2%				1月につき
入居継続支援加算	(II)	22	234	24	7,048	705
身体拘束廃止未実施減算	なし					
生活機能向上連携加算	(II)	200	-	-	2,136	214
若年性認知症入居者受入加算	なし					
口腔衛生管理体制加算	なし					
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	0	0	0	-	0
退院・退所時連携加算	なし					
逝去時情報連携加算	あり	250	2,670	267	-	1回につき
ADL維持等加算	なし					1月につき
科学的介護推進体制加算	あり	40	427	43	12,816	1,282
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	なし					1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(II)	なし					1月につき
新興感染症等施設療養費	なし					1日につき(1月1回連続する5日間を限度)
生産性向上推進体制加算	なし					1月につき

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること）【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

・個別機能訓練加算（I）【短期利用は除く】

- ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。  
(理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(6月以上の機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。))
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

・個別機能訓練加算（II）【短期利用は除く】

- ・個別機能訓練加算（I）での内容をいずれも満たすこと。
- ・個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用していること。

・夜間看護体制加算（I）【要支援は除く】

- ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ・夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

・夜間看護体制加算（II）【要支援は除く】

- ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

・協力医療機関連携加算【短期利用は除く】

- ・協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合  
(I) 当該協力医療機関が指定居宅サービス基準第191条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合  
(II) (I)以外の場合

・看取り介護加算（I）【要支援と短期利用は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。

- ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。

・看取り介護加算（II）【要支援と短期利用は除く】

- ・看取り介護加算（I）での内容をいずれも満たすこと。
- ・当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。

・認知症専門ケア加算（I）【短期利用は除く】

- ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
- ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
- ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

・認知症専門ケア加算（II）【短期利用は除く】

- ・認知症専門ケア加算（I）での内容をいずれも満たすこと。
- ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。

・サービス提供体制強化加算（I）

次のいずれかを満たすこと。

- ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
- ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。

・サービス提供体制強化加算（II）

- ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。

・サービス提供体制強化加算（III）

次のいずれかを満たすこと。

- ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- ・前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- ・前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。

・介護職員等処遇改善加算（I）～（V）

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、東大阪市長に届け出ている場合。

・入居継続支援加算（I）【短期利用は除く】

1. 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。
2. 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。（テクノロジーの活用によりサービスの質の向上や業務効率化の推進を行っている場合は入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上）
3. 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号に規定する基準に該当していないこと。（人員基準違反）

・入居継続支援加算（II）【短期利用は除く】

- ・上記入居継続支援加算（I）の2. 3の要件を満たし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上であること。

・生活機能向上連携加算（I）【短期利用は除く】

- ・指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下、「理学療法士等」という。）の助言に基づき、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下、「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。  
(個別機能訓練加算を算定する場合は算定しない。)

・生活機能向上連携加算（II）【短期利用は除く】

- ・指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。  
(個別機能訓練加算を算定する場合は100単位を算定する)

・若年性認知症入居者受入加算

- ・若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていすること。

・口腔・栄養スクリーニング加算【短期利用は除く】

- ・利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態についてスクリーニングを行い、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報（利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。  
・人員基準違反に該当していないこと。

・退院・退所時連携加算【要支援と短期利用は除く】

- ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間について加算するもの。また、30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に再び入居した場合も、同様とする。

・退居時情報提供加算【短期利用は除く】

- ・利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合

・ADL維持等加算（I）【要支援と短期利用は除く】

- ・評価対象者全員について、評価対象開始月と当該月の翌月から起算して6月目においてADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出し、評価対象者の6月目の月に測定したADL値から評価対象開始月に測定したADLを控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（ADL利得）の平均値が1以上であること。

・ADL維持等加算（II）【要支援と短期利用は除く】

- ・ A D L維持等加算（I）の要件をいずれも満たしており、A D L利得の平均値が2以上あること。

- ・科学的介護推進体制加算【短期利用は除く】

- ・利用者ごとのA D L値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

- ・高齢者施設等感染対策向上加算（I）

- ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること
- ・協力医療機関等との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること
- ・感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

- ・高齢者施設等感染対策向上加算（II）

- ・感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。

- ・新興感染症等施設療養費

- ・利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者生活介護を行った場合

- ・生産性向上推進体制加算（I）

(1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- ・介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
- ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
- ・介護機器の定期的な点検
- ・業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修

(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。

(3)介護機器を複数種類活用していること。

(4)委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。

(5)事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

- ・生産性向上推進体制加算（II）

(1)生産性向上推進体制加算（I）の(1)に該当していること

(2)介護機器を活用していること

(3)事業年度ごとに(2)及び生産性向上推進体制加算（I）の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額:5級地(地域加算10.68%))

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額／月	自己負担分／月 (1割負担の場合)	自己負担分／月 (2割負担の場合)	自己負担分／月 (3割負担の場合)
要支援1	183単位/日	58,633円	5,864円	11,727円	17,590円
要支援2	313単位/日	100,285円	10,029円	20,057円	30,086円
要介護1	542単位/日	173,656円	17,366円	34,732円	52,097円
要介護2	609単位/日	195,123円	19,513円	39,025円	58,537円
要介護3	679単位/日	217,551円	21,756円	43,511円	65,266円
要介護4	744単位/日	238,377円	23,838円	47,676円	71,514円
要介護5	813単位/日	260,485円	26,049円	52,097円	78,146円
個別機能訓練加算 (I)	12単位/日	3,844円	385円	769円	1,154円
個別機能訓練加算 (II)	20単位/月	213円	22円	43円	64円
夜間看護体制加算 (I)	18単位/日	5,767円	577円	1,154円	1,731円
夜間看護体制加算 (II)	9単位/日	2,883円	289円	577円	865円
協力医療機関連携加算 (I)	100単位/月	1,068円	107円	214円	321円
協力医療機関連携加算 (II)	40単位/月	427円	43円	86円	129円
看取り介護加算 (I) (死亡日以前31日以上45日以下)	72単位/日	11,534円	1,154円	2,307円	3,461円
看取り介護加算 (I) (死亡日以前4日以上30日以下)	144単位/日	41,523円	4,153円	8,305円	12,457円
看取り介護加算 (I) (死亡日以前2日又は3日)	680単位/日	14,524円	1,453円	2,905円	4,358円
看取り介護加算 (I) (死亡日)	1,280単位/日	13,670円	1,367円	2,734円	4,101円
看取り介護加算 (I) (看取り介護一人当り)	(最大7,608単位/円)	(最大81,253円)	(最大8,126円)	(最大16,251円)	(最大24,376円)
看取り介護加算 (II) (死亡日以前31日以上45日以下)	572単位/日	91,634円	9,164円	18,327円	27,491円
看取り介護加算 (II) (死亡日以前4日以上30日以下)	644単位/日	185,703円	18,571円	37,141円	55,711円
看取り介護加算 (II) (死亡日以前2日又は3日)	1,180単位/日	25,204円	2,521円	5,041円	7,562円
看取り介護加算 (II) (死亡日)	1,780単位/日	19,010円	1,901円	3,802円	5,703円
看取り介護加算 (II) (看取り介護一人当り)	(最大30,108単位/円)	(最大321,553円)	(最大32,156円)	(最大64,311円)	(最大96,466円)
認知症専門ケア加算 (I)	3単位/日	961円	97円	193円	289円
認知症専門ケア加算 (II)	4単位/日	1,281円	129円	257円	385円
サービス提供体制強化加算 (I)	22単位/日	7,048円	705円	1,410円	2,115円
サービス提供体制強化加算 (II)	18単位/日	5,767円	577円	1,154円	1,731円
サービス提供体制強化加算 (III)	6単位/日	1,922円	193円	385円	577円
介護職員等待遇改善加算 (I) ~ (V)	(II)	( (介護予防) 特定施設入居者生活介護費+加算単位数) × 12.2%			
入居継続支援加算 (I)	36単位/日	11,534円	1,154円	2,307円	3,461円
入居継続支援加算 (II)	22単位/日	7,048円	705円	1,410円	2,115円
身体拘束廃止未実施減算	介護度に応じた1日の単位数から10%減算 (例: 要介護1の場合、-53単位/日)				
生活機能向上連携加算 (I)	100単位/月	1,068円	107円	214円	321円
生活機能向上連携加算 (II)	200単位/月	2,136円	214円	428円	641円
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	38,448円	3,845円	7,690円	11,535円
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回	213円	22円	43円	64円
退院・退所時連携加算	30単位/日	9,612円	962円	1,923円	2,884円
退居時情報提供加算	250単位/回	2,670円	267円	534円	801円

A D L維持等加算（I）	30単位/月	320円	32円	64円	96円
A D L維持等加算（II）	60単位/月	640円	64円	128円	192円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	427円	43円	86円	129円
高齢者施設等感染対策向上加算（I）	10単位/月	106円	11円	22円	32円
高齢者施設等感染対策向上加算（II）	5単位/月	53円	6円	11円	16円
新規感染症等施設療養費（月1回連続5日を限度）	250単位/日	2,670円	267円	534円	801円
生産性向上推進体制加算（I）	100単位/月	1,068円	107円	214円	321円
生産性向上推進体制加算（II）	10単位/月	106円	11円	22円	32円

※生活機能向上連携加算

個別機能訓練加算を算定している場合、（I）は算定できず、（II）を算定する場合は100単位を算定する。

・1ヶ月は30日で計算しています。

## ②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		68,671円	110,323円	186,577円	208,044円	230,472円	251,298円	273,406円
自己負担	(1割の場合)	6,933円	11,098円	18,724円	20,871円	23,114円	25,196円	27,407円
	(2割の場合)	13,865円	22,195円	37,447円	41,740円	46,226円	50,391円	54,812円
	(3割の場合)	20,796円	33,292円	56,168円	62,608円	69,337円	75,585円	82,217円

本表は、個別機能訓練加算（I）及びサービス提供体制強化加算（I）を算定の場合の例です。

介護職員等処遇改善加算の加算額の自己負担分については別途必要となります。